## 主 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

一 本件抗告の趣旨及び理由は別記の通りである。

二 (1)記録によれば、抗告人は、差押債権者をA、差押債務者をB、第三債務者を抗告人とする大分地方裁判所の昭和三二年一二月一一日附債権取立命令を不 服とし、強制執行の方法に関する異議を申し立て、同裁判所は、昭和三三年一月二 八日附で異議を理由なしと認め、申立却下の決定をなし(口頭弁論期日に決定を言 い渡しているのではない。)、ついで、同裁判所書記官補は、その翌日の二九日午 後四時抗告人に対し、右決定正本を書留郵便に付して発送しもつて、これが送達を 了した旨送達報告書を作成している(原決定原本に民訴第二〇四条第二項所定の付 記、押印がなく、決定告知の方法が決定文自体からは明らかでないが、右書記官補 作成の送達報告書の記載に徴すれば、右は同条第一項の相当と認める告知の一方法 として、書留郵便により発送到達されることとし決定正本が右日時に抗告人に到達 し、告知されたとして取り扱つているものでないことが明らかである。)のに対 抗告人は、同年二月三日その送達を受けたと主張し、同月六日本件即時抗告を なしたことが認められる。よつて、これが適法に抗告期間内に申し立てられたもの であるかどうかを職権をもつて調査するに、右の書留郵便に付して発送したのは、 民訴第二〇四条第一項の告知方法として、送達の方法によつたものと解すべきとこ る、該送達は、民訴第一七二条に基くものでないことが記録に照らし明〈要旨第一〉 白である以上、同第一七〇条第二項に従つてなしたものと解するの外はないのであ るが、本件のような金銭債</要旨第一>権の執行手続においては、第三債務者に対し、同条項により送達をなすことは許さるべきでない。すなわち、強制執行手続の 上で、執行債権者、配当要求債権者、最高価競買人らに、いわゆる仮住所を定めて 執行裁判所に届けでる義務を課した規定はある(民訴第五二七条、第五九〇条、第 六二〇条、第六四六条、第七〇九条、第六六九条、第七一七条等)けれども、第三 よ。)から推論すれば、第三債務者は、強制執行手続に関しては、それから派生す る異議の申立及び抗告手続においても、当該裁判所の所在地に、住所、居所、営業所、事務所等を有しない場合といえども、いわゆる仮住所や送達を受ける場所、送達受取人を定めて届けでる義務を負うものではなく、したがつて、かかる義務のあることを前提する民訴第一七〇条第二項及び同条項による発送の効果を規定するか ぎりにおいて同第一七三条は、第三債務者に対しては適用ないし準用がないと解せざるを得ない。 (差押債権者が第三債務者を相手どる取立の訴、後者が前者を被告とする債権不存在確認の訴のごときにおいて、その適用を見るは、論をまたな い。)以上の説示に徴し、原裁判所書記官補の抗告人に対してなした原決定の送達 違法であることが明らかであるけれども、前示のように、抗告人は昭和三三年 二月三日原決定の送達を受けたことを主張し、これを自認するのであるから、 日時より前に前示書留郵便が到達し、抗告人が原決定の告知を受けたという証拠は ない。)右送達の違法はここに責問権の喪失によつて治癒され、原決定正本は、右 二月三日抗告人に送達された効果を生ずるものというべく、本件抗告状が、同年同 月六日原裁判所に提出受理されていることは、記録上明白であるので、本件抗告は 即時抗告の期間内に申し立てられた適法なものと解すべきである。

(2) よつて、進んで抗告理由について判断する。

差押債務者Bが抗告人(第三債務者)に対して有する債権(以下本件債権と書く)は、差押債権者Aにおいて、本件取立命令前に、同一の債務名義に基いて、本件債権の転付命令を申請し、司命令が発せられたところ、当時既に本件債権は、その全額につき、執行債務者Bの債権者Cから仮差押を受け、右転付命令の送達された当時において、仮差押の執行が存続していたことは、原審が証拠によつて適法に認定したところである以上、Aの申請に基いて発せられた、右転付命令は、その取消をまつまでもなく、実質上無効と解されるの、のかような場合、転付債権者は、転付命令を得たのと同一の債務名義に基いて命を申請しうるものというべきであるから、Aが、本件債権を転付した後、同一の

債務名義に基いて、本件債権を対象とする取立命令を申請し、原審が申請に副う取立命令を発したのは、もとよりそのところであつて、所論は、これに反する、原解を主張するもので、採用に値しない。その他、原決定に違法の点はな相のが、抗告人の申し立てた異議を、すべて理由がないと認めて却下したのは相当とある、は理由がない。(原決定三枚目表三行から四行にかけて「債権差押命令」とある。(3) (原決定三枚目表三行から四行にかけて「債権差押命である」とは、決定の前後を通覧して明白である。)(3) (のは、第三債務者は債権差押及び取立命令に対しる。)のは当年参照)、今なおこれが一部裁判実務の上に反映して右傍論に従う裁判のしてで、一部裁判所の見解を陳べておきたい。右判決の理論に従えば、第三債務者の申し立てた異議は、理由の有無を問わず、不適法として却下すべきではない。(この点当事者適格の不存在の場合、訴却下

の判決をなすべきかと関連し、周知のとおり争はある。)

三 よつて、民訴第四一四条第三八四条第九三条第八九条に従い主文の通り決定する。

(裁判長裁判官 鹿島重夫 裁判官 秦亘 裁判官 山本茂)